

# 工事情報共有システムの利用について

本年4月より、働き方改革関連法の改正に伴う労働時間の上限規制や週休2日制の適用など、これまでの働き方とは大きく変わっていく時期となってきている。

一方、公共工事を行う受注者にとって、甲府市では工事写真については本年度から電子納品が可能となっているが、それ以外の工事に関する書類作成が大きな負担となっている状況である。

工事書類作成に係る受注者の負担軽減や発注者の監督・確認作業の合理化を図るため、インターネットによる情報共有システムを利用して工事打合せに関する書類の受け渡し作業の電子化を行うものである。

なお、情報共有システムの利用を行うにあたっては、「甲府市情報共有システム利用要綱」を作成し、その運用を行っていくものとする。

## 1 概要

### (1) 対象工事

設計金額200万円以上の建設工事で、受注者が希望するもの

### (2) 情報共有システム利用に関する経費の計上について

積算時に共通仮設費率に含まれている。

①土木工事・・・・・・・・・・共通仮設費（技術管理費）

②建築・電気・機械工事・・・共通仮設費

### (3) 情報共有システム利用の対象となる書類

工事打合せ簿及びその添付資料

### (4) 工事特記仕様書に記載する事項

「甲府市情報共有システム機能仕様書」による

### (5) 実施時期

令和6年4月1日から

以上

総務部 契約管財室 指導検査課扱い